

臓器移植法改正案 が衆議院で可決

臓器移植法改正案が衆議院で可決されました

改正案が成立しても「脳死」すなわち「人の死」にはなりません

6月18日、臓器移植法の改正案が衆議院本会議で可決されました。今回は同時に4つの改正案（A案～D案）が審議され、採決が行われました。結果、通称A案が賛成多数により可決されました。今回衆議院で可決された改正案（A案）では、これまで15歳以上にのみ認められていた臓器提供を、年齢制限をなくして15歳未満でも臓器提供が行えるように改め、これまで本人の書面による同意と家族が臓器摘出を拒否しないことの両方が必要だった臓器提供の条件を、本人の書面による同意がなくても、本人による提供拒否の意思表示がなければ、家族の同意によって臓器提供を行えるように改めました。

これによって現在の臓器移植法が成立した平成9年以降、81件行われてきた脳死からの臓器提供が増えることが期待されています。また今回の改正案では、これまで日本では行うことができなかった15歳未満の臓器提供が日本でも行えるようになります。近年WHO（世界保健機関）等で海外へ渡航して移植手術を受けることに対する議論が行われています。いきなりに海外渡航手術を禁止するものではありませんが、可能ならば臓器移植手術は自国内で行うのが望ましいという流れが進みつつあります。

また現行の臓器移植法は、法律施行後3年を目途として再検討することが法律に明記されています。今回衆議院で可決したA案は、3年前の平成18年に提出された改正案で、他の改正案と同じく今国会で採決が行われなければ自動

（裏に続きます）

的に廃案となることが規則によって決まっていた。そのような状況もあって、国会にはある一定の結論を出すことが求められていました。

一部の新聞やテレビでは、今回の改正案が成立した場合、「脳死」がすなわち「人の死」となるという趣旨の報道をしています。しかし実際は、現行の臓器移植法、そして今回審議されていたAからDまでの4つの改正案のいずれにおいても「脳死」がそのまま「人の死」とされることはありません。この点において、現在多くのマスコミが行なっている報道は正しくありません。今回衆議院で可決された改正案（A案）において、法律上「脳死」が「人の死」とされるのは、現行法と変わらず臓器移植を行なうことを前提に「法的な脳死判定」を行ない、その結果脳死と判定された時のみです。つまり臓器提供を前提とする「法的な脳死判定」を行なわない限り「脳死」は「人の死」とはなりません。したがって、例えば事故などの治療の過程で医師が「脳死に近い状態」、「脳死」との診断を行っても、それによってすぐに治療が中断されたり、医師から死亡を宣告されたりすることはありません。医師が治療の過程で行なう脳死診断と、臓器移植を前提に新たに2回行なわれる「法的な脳死判定」は異なるものです。臓器提供を強要されることもありません。臓器提供はあくまで本人や家族の意思によって行われます。「脳死」を「人の死」と考えない方々の意思が無視されることもありません。

そもそも今回衆議院で可決された臓器移植法の改正案（A案）は、「脳死は人の死か？」ということを定義するための改正案ではありません。15歳未満の子どもへの臓器移植の道を開くことと、本人の書面による同意がない場合でも家族による同意があれば臓器提供を行なえるようにして臓器移植の可能性を少しでも広げようというのが、今回可決された改正案の大きな柱です。また、子どもの脳死判定はより慎重さが必要であることは言うまでもありません。虐待の問題に関しても同様です。加えて子どもの救急医療体制のさらなる整備を国の責任で進めていくことも欠かせません。再生医療のような臓器移植以外の治療法の研究を進めていくことも重要です。

難しい問題です。複雑な問題です。参議院が十分な審議の上でどのような決定を導くのが注目されます。

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町1-7-1

TEL:045(323)6000

FAX:045(323)2974